

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年2月20日	
【会社名】	株式会社プランジスタ	
【英訳名】	Brangista Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 恵了	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番4号	
【電話番号】	03-6415-1183(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉藤 淳	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番4号	
【電話番号】	03-6415-1183(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉藤 淳	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	372,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 . 2026年2月20日開催の取締役会決議によります。  
 2 . 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。  
 3 . 本自己株式処分の割当予定先は、株式会社NEXYZ.Group(以下「NEXYZ.Group」又は「割当予定先」といいます。)となります。  
 4 . 振替機関の名称及び住所  
 株式会社証券保管振替機構  
 東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	500,000株	372,500,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	500,000株	372,500,000	-

- (注) 1 . 第三者割当の方法によります。  
 2 . 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
745	-	100株	2026年3月9日	-	2026年3月9日

- (注) 1 . 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2 . 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式の割当てを受ける権利は消滅します。  
 3 . 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
 4 . 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。  
 5 . 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないことがあります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社プランジスタ 本社	東京都渋谷区桜丘町20番4号

##### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
372,500,000	3,500,000	369,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及び有価証券届出書等の作成費用等です。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額369,000,000円の具体的な使途につきましては、以下のとおり、主力事業である「アクセルジャパン」の更なる成長拡大、及びグループシナジーを活用した新規開発への成長投資資金として充当する予定であります。「アクセルジャパン」とは、初期費用不要かつ月額定額制で著名タレントの肖像を企業の広告宣伝に活用できる当社のプロモーション支援事業における主力サービスです。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。また、当社は2025年10月にも第三者割当による自己株式の処分を実施しており、当該自己株式の処分による手取り金の使途はSBIグループとの協業を通じたメディア領域を含む企業への投資活動資金としており、その支出予定期間は2026年1月～2028年12月末としております。現時点における充当状況は未充当ですが、未充当額につきましては、具体的な支出時期が到来するまで、銀行口座にて保管をしております。

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定期間
グループDX連携による新サービス開発費用	210	2026年4月～2027年12月
売上拡大に向けた増員及び育成費用	159	2026年4月～2028年9月
合計	369	

親会社であるNEXYZ.Groupと共同で推進する大規模なAI・DXに関する新規プロジェクトに対し、当社がエンジニアリソースを投入し、共同開発を行うための開発費用に充当いたします。この取り組みにより、当社及び連結子会社6社の合計7社（以下「当社グループ」といいます。）のあらゆるサービスの進化を目指し、特に「アクセルジャパン」においてはアンバサダーの「AI化」を推進することで、新たなサービスプランを構築いたします。これにより、クライアントごとの個別ニーズに対応した付加価値の高いサービス提供を可能とし、追加受注の獲得及び顧客単価の向上を図ります。

さらに、主力事業「アクセルジャパン」の売上拡大に向けた増員及び育成費用として、人的資本への投資に充当いたします。具体的には、同事業の成長拡大を目的に提携を加速している全国の金融機関との連携強化のため、各拠点の増員を予定しております。NEXYZ.Groupがエンベデッド・ファイナンス事業にて開拓を行っている金融機関パートナー（取引先企業のご紹介業務）140社以上において、同事業の潜在顧客の紹介業務を最大化し、販路拡大の体制強化を担う「金融機関パートナー専属担当者」の増員を行います。あわせて、契約社数の順調な増加に伴い、顧客満足度の向上及び契約更新率の維持・向上を図るため、「カスタマーサクセス部門」の増員及び教育体制の強化を行い、安定的なストック収益基盤の盤石化を目指します。「アクセルジャパン」は月額定額制のストック型ビジネスであるため、カスタマーサクセス人員を拡充し、きめ細やかなサポート体制を構築することは、解約率の低減を通じて中長期的な収益最大化に直結する極めて重要な投資であると考えております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a . 割当予定先の概要	名称	株式会社NEXYZ.Group
	本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町20番4号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第36期 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) 2025年12月18日 関東財務局長に提出
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数(2025年10月1日現在)	NEXYZ.Groupは当社の普通株式6,795,280株を保有しています。(当社の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の48.64%)(注2)
	人事関係	当社の取締役である近藤太香巳氏は、NEXYZ.Groupの代表取締役社長を兼任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	当社は、NEXYZ.Group及びその子会社との間で、設備導入サービス申込獲得業務の代行を行っております。また、当社は、NEXYZ.Groupに対し、給与計算業務等の委託を行っております。

(注) 1 . 割当予定先の概要及び割当予定先との間の関係は、別途記載のある場合を除き、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

2 . 割当予定先が保有している当社の株式の数に記載しているNEXYZ.Groupの持分比率は、2025年10月1日付でSBINM合同会社(以下「SBINM」といいます。)に対する第三者割当による自己株式の処分を実施し、当社普通株式1,150,000株を処分しているため、当該自己株式処分後の持分比率を前提として記載しております。

#### (2) 割当予定先の選定理由

当社は、当社親会社である株式会社ネクシィーズ(現NEXYZ.Group)のメールマガジン会員の運営を目的として、2000年11月にイデアキューブ株式会社として設立され、販売促進支援サービスを提供するソリューション業務を展開し、その後、大人の女性の旅をナビゲートする電子雑誌「旅色」を創刊するとともに同誌に広告掲載する施設の広告取次業務を開始し、2011年4月には商号を株式会社プランジスタに変更いたしました。その後、電子雑誌の制作・発行及び広告配信を行うことを目的としたメディア事業を中心に関開しております。

当社グループは、本日現在、「CONNECT with COMMUNITY」を企業理念に掲げ、我々にしか実現できないサービスで企業・団体・地域、さまざまなコミュニティと人・もの・情報をつなぎ活気あふれる地域社会の発展に貢献することを目指して、事業展開を行っており、「プロモーション支援事業」、「メディア事業」、「ソリューション事業」及びその他の事業を手掛けております。

当社グループの主な事業内容は次のとおりです。

#### ア．プロモーション支援事業

本来、タレント広告には数千万円規模の高額な費用が必要ですが、芸能プロダクションとの契約や撮影などのすべてを、当社のプロモーション支援事業で提供するサービス「アクセラジャパン」が担うことで、参画企業は初期費用不要、月額費用だけで自社のプロモーションや採用活動にタレントを起用することが可能になります。企業の成長を応援するアンバサダーには、多彩な有名タレントが参加しており、総勢22名(20組)(2025年11月27日現在)となりました。

また、「アクセラジャパン」は、中小企業を中心に大手・中堅企業のキャンペーン施策や自治体のふるさと納税や各種イベントなどのPRにも活用いただいており、タレント起用による効果を実感いただいております。

#### イ．メディア事業

メディア事業では、本物の雑誌をめくる感覚でパソコンやモバイル端末、タブレット端末を通じて読むことができるインターネット上の無料雑誌を提供しております。紙の雑誌では実現できない、複数枚の画像が切り替わるといった動きのある誌面、1ページ内での多階層にわたる表示など、当社電子雑誌ならではの豊かな表現力で、情報の発信を行っております。さらに、ウェブならではの特性を活かした、雑誌を読みながら誌面上での動画再生や、商品を購入できるといった利便性の高さに加えて、最新のOS・ブラウザ、各デバイスに対応しており、ご自宅や外出先など読者の様々なご利用環境に対応できるようにしております。また、当社が発行する電子雑誌は、印刷された紙の雑誌の電子化ではなく、電子版のみで制作・発行しているため、画面にあった文字サイズで誌面を拡大する必要なく読むことができることや、データのダウンロードや電子書店での購入の必要が無く読むことができる仕様となっており、他社との差別化につながっております。

当社の電子雑誌は著名な俳優が累計350名以上(2025年10月時点)登場していることが大きな特徴です。通常のウェブサイトでは表現しにくい、雑誌ならではのクオリティの高い誌面で、編集された情報を発信していることに加え、2007年より提供している当社電子雑誌のブランド力、創刊以来のキャスティング実績等が電子雑誌の利用者及び芸能プロダクションから評価されているため、著名な俳優、タレント等を起用することが可能となっており、それが他社との差別化につながっております。

こうした、紙の雑誌のクオリティとウェブならではの表現力や利便性の高さを兼ね備えた新しいメディアとして、当社独自の電子雑誌を発行し、当社電子雑誌への広告掲載や電子雑誌の制作受託といったサービス提供をしております。

#### ウ．ソリューション事業

ソリューション事業では、企業の販促支援を目的とした、人的・戦略的なサポートサービスを展開しております。企業のウェブサイトの活用目的は、ウェブサイトを通じた集客力の向上、商品サービスの提供、企業ブランドの構築等さまざまであり、企業戦略によってウェブサイトの役割は多様化しております。当社では、こうしたクライアント企業のニーズに応じたサービスを提供しており、ウェブサイト制作においては企業の目的にあわせ、パソコン版、モバイル版、スマートフォン版等、用途に応じたコーポレートサイトやECサイトを制作しております。

そのほか、企業の戦略にあわせ、ドメインの取得、検索エンジン上位表示(SEO・SEM)対策等も提供しております。また、ECサイトの運用代行などを行うECサポートサービスを提供しており、2004年12月にサービスを開始して以来、20年以上の実績とノウハウがあります。ページを制作するだけではなく、メールマガジンの配信や集客・販売促進対策など、店舗運営と売上向上に必要な様々な施策・業務をトータル的にサポートしており、企画から、制作・開発、運営、検証までをワンストップでサポートしております。また、受注・出品・在庫の一元管理ができるASP(アプリケーションサービスプロバイダ)(注)「まとまるEC店長」の提供も行っております。

(注) ASP(アプリケーションサービスプロバイダ)はインターネットを通じて、専用アプリケーションソフトを顧客にレンタルする事業者のこと。インターネットにアクセスできる環境があれば、利用者のパソコンに専用アプリケーションソフトをインストールする必要が無く、アップグレードなどによる更新の手間や費用を削減することができます。

## 工．その他の事業

上記のほか、2017年10月に台湾に現地法人を設立し、日本国内で10年以上蓄積した豊富な経験と様々なノウハウに基づいて、台湾に進出している日系企業や現地企業に対してE C事業への進出支援やE Cサポートサービスの提供等、ソリューションサービスを提供しています。また、2025年7月に当社グループ2社目の海外現地法人を香港に設立し、「TikTok Shop」を通じて日本製品をアジア市場の消費者へ販売しております。

割当予定先であるNEXYZ.Groupは、当社の親会社であり、LED照明、業務用空調設備、業務用厨房機器、キューピクル、農業設備などの商業、工業、農業分野向け最新設備を、顧客企業が初期投資0円かつ多額の資金調達不要で導入を可能にする「エンベデッド・ファイナンス事業(商材付きファイナンスサービス)」を主力事業として展開しております。このサービスは「ネクシーズZERO」のブランド名で広く認知されており、顧客企業にとってハードルとなりがちな設備投資時の多額の初期費用を「ゼロ」にし、月々の固定サービス利用料のみで最新の省エネルギー設備等を利用可能にするものです。これにより、手元資金を温存したい企業の資金繰りを圧迫することなく、老朽化した設備の入れ替えによる業務効率化、及び省エネルギー化によるコスト削減、脱炭素社会への貢献を同時に実現する画期的なビジネスモデルを構築しております。また、契約期間中の製品保証や動産総合保険の付保、契約満了後の所有権移転といった従来のリースやレンタルにはない、顧客へのメリットの大きい仕組みを取り入れており、その導入実績は飲食店、宿泊施設、小売店、美容室、医療機関から工場、地方自治体まで多岐にわたり、累積導入件数は10万件を超える規模へと拡大しております。

同事業の独自の強みは、全国の地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合など約140社(2025年9月末時点)に及ぶ地域金融機関等と締結したビジネスマッチング契約による強固なパートナーシップを構築している点にあります。地域経済を支える金融機関が、取引先企業の設備投資ニーズや、コスト削減・脱炭素化といった経営課題を把握した際に、その具体的な解決策としてNEXYZ.Groupのサービスを紹介する独自の営業スキームが確立されております。単なる紹介にとどまらず、金融機関の行員が自信を持って推奨できるサービス設計となっていることから、NEXYZ.Groupの売上高の50%強が金融機関経由の紹介案件によって構成されるなど、他社の追随を許さない圧倒的な顧客基盤と高い営業効率、そして強固な金融機関ネットワークを有しております。

当社が今回、新たな資金調達を行い、かつ割当予定先としてNEXYZ.Groupを選定した経緯及び理由は以下のとおりであります。

まず、今回の資金調達ニーズが生じた背景についてです。当社は2025年10月にSBIグループの投資事業会社であるSBINMへの第三者割当を実施いたしましたが、同割当は主にメディア生態系の構築及び協業を目的とした投資活動資金の調達を企図するものでした。その後、生成AI技術の急速な進展や、親会社のネットワークを活用した金融機関との取り組みが想定より早く進捗するなど、当社を取り巻く事業環境の変化が見られました。これに対応するため、主力事業「アクセラジャパン」におけるタレントのAI化による新プラン構築や、親会社とのシステム連携を含むDX共同開発といった新たな「内部成長」のための投資ニーズが、足元で急速に具体化いたしました。

上記のような新たな成長投資の必要性が足元で高まっていた中、当社より親会社に対し、来期の事業計画策定プロセスの一環として、AI化やDX開発への先行投資資金に関する相談を行っておりました。かかる投資資金を確保する調達手法としては、当社は成長企業としてM&Aや不測の事態に備えた手元流動性の確保を重視していること、また、今回の資金使途がシステム開発や人的資本への投資といった収益化までに一定期間を要する「先行投資型」の案件であることから、キャッシュフローを圧迫する借入ではなく、自己資本の強化につながるエクイティ・ファイナンスにより必要資金の調達を行うことが財務戦略上最も適切であると判断いたしました。そして、市場からの調達による株価下落リスクを回避しつつ、機動的なエクイティ・ファイナンスを行うための方策として、親会社であるNEXYZ.Groupによる出資が適切だと判断し、NEXYZ.Groupに対して出資を打診いたしました。当社とNEXYZ.Groupの間で具体的な金額や条件面の協議を続けた結果、NEXYZ.Groupとしても、当社事業の成長がグループ全体の企業価値向上、特に金融機関チャネルの活性化に資すると判断したとのことであり、本割当を引き受けたこととなりました。

以上の経緯に加え、NEXYZ.Groupへの割当は以下の観点からも合理性が高いと判断しております。第一に、資金使途との整合性です。今回調達する資金の重要な使途の一つが、親会社との「グループDX連携による新サービス開発」であります。共同プロジェクトのパートナーである親会社が、その開発原資となるリスクマネーを直接拠出することは、「投資の受益者」と「資金の拠出者」が一致しており、極めて合理的であります。第二に、グループシナジーの強化と経営姿勢の明確化です。親会社が追加出資を行うことで、当社の成長に対する親会社の強い支援姿勢が明確になり、グループ全体としての信用力の補完や金融機関パートナーとの連携強化が期待されます。第三に、資金調達の確実性及び機動性です。公募増資と比較して手続きが迅速であり、成長機会を逃さず確実に資金を調達できるメリットがあります。第四に、市場への悪影響の回避です。今回処分する自己株式を市場で売却した場合、需給悪化により既存株主の利益を損なうリスクがありますが、長期保有を前提とする親会社に引き受けてもらうことで、株価への影響を最小限に抑えることができると判断いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 500,000株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本自己株式処分に係る割当株式を中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により処分される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先が2025年12月18日に関東財務局長宛に提出している第36期有価証券報告書(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)における連結貸借対照表に記載の現金及び預金(8,447百万円)の状況より、本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な資金が確保されていることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

NEXYZ.Groupは当社の親会社であり、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2026年1月15日)において、反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力による不当要求にも断固とした態度でこれを拒絶することを基本的な考え方として明示しており、反社会的勢力から接触があった場合の対応及び関連部署への相談について記載されていることを確認しております。当社は、当該記載に基づき、NEXYZ.Groupは反社会的勢力と関係がないと判断しました。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、割当予定先との協議により、本自己株式処分に係る取締役会決議の直前取引日(2026年2月19日)における東京証券取引所が公表した当社株式の普通取引の終値と同額である745円としました。

取締役会決議の直前取引日における東京証券取引所の当社株式の終値を採用することとしたのは、払込金額を原則として取締役会決議の直前取引日の価格に0.9を乗じた額以上の価格であることとする日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠して、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、当該処分価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年2月19日)までの直前1ヶ月間の当社株式の終値単純平均値である713円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同じです。)に対して4.49%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同じです。)、同直前3ヶ月間の当社株式の終値単純平均値である729円に対して2.19%のプレミアム、同直前6ヶ月間の当社株式の終値単純平均値である754円に対して1.19%のディスカウントとなる金額です。

以上のことから、当社は、本自己株式処分に係る処分価額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本自己株式処分に係る条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本自己株式処分につき決議いたしました。なお、当社の取締役のうち、近藤氏は、割当予定先の代表取締役を兼任しているため、手続の公正性を担保する観点から、上記の当社取締役会での本自己株式処分に係る審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において割当予定先との協議・交渉にも参加しておりません。これを踏まえ、当社の監査等委員会(3名で構成、うち2名が社外取締役)は、上記処分価額につきましては、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであると認められることから、特に有利な払込金額ではなく適法である旨の意見を表明しています。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は500,000株であり、同株式に係る議決権の数は合計5,000個であるため、2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数(14,575,300株)に対する比率は3.43%、同日現在の当社の議決権総数128,161個に2025年10月1日付でSBINMに対する第三者割当による自己株式の処分を実行した議決権の数11,500個を加えた数で除した議決権総数に対する比率は3.58%となり、当社株式に一定程度の希薄化が生じます。しかしながら、上記「第1 募集要項」の「4 新規発行による手取金の使途」の「(2) 手取金の使途」及び「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「(2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本自己株式処分により、当社グループの主力事業である「アクセルジャパン」の更なる成長拡大、及びグループシナジーの強化に資すると考えていることから、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

なお、本自己株式処分においては、当社の過半数の議決権を保有しており「支配株主」(東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第3条の2)に該当するNEXYZ.Groupが割当予定先となります。以上の事情を踏まえ、当社は、本自己株式処分について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程441条の2の定めに従い、支配株主であるNEXYZ.Groupと利害関係のない者として、当社の独立役員である社外取締役の本間氏、杉本氏、久保田氏及び安藤氏から、本自己株式処分が少数株主にとって不利益でないことについて意見書を2026年2月20日付で取得しております。また、当社としてより慎重な判断を期す観点から、本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見についても、併せて取得しています。当該意見書の概要是以下のとおりです。

(a) 意見内容

本自己株式処分は、当社の少数株主にとって不利益なものではなく、必要性及び相当性が認められると判断した旨の意見を表明しております。

(b) 意見の理由

1. 本自己株式処分の目的及び必要性について

(a) 本自己株式処分の目的について

当社は、主力事業である「アクセルジャパン」の更なる成長拡大、及びグループシナジーを活用した新規開発への成長投資資金を確保するため、親会社であるNEXYZ.Groupを割当先とする本自己株式処分を計画している。

具体的には、親会社であるNEXYZ.Groupと共同で推進する大規模なA.I・D.Xに関する新規プロジェクトへのエンジニアリソース投入及び共同開発費用(2億1,000万円)、並びに「アクセルジャパン」の成長拡大を目的として今後提携を加速する全国の金融機関との連携強化のための「金融機関パートナー専属担当者」の増員、及び顧客満足度向上と契約更新率の維持・向上を目的とした「カスタマーサクセス部門」の人員増員・育成費用(1億5,900万円)への充当を目的としている。

については、当社グループのあらゆるサービスの進化を目的とした取り組みであり、クライアントごとの個別ニーズに対応した付加価値の高いサービス提供が可能となり、追加受注の獲得及び顧客単価の向上が図られるとのことである。また、については、当社グループの安定的なストック収益基盤の盤石化を目的としているとのことである。

当職らは、当社から受けた説明及び関連資料を総合的に検討した結果、以上の説明に不合理な点はなく、当社の置かれている事業環境等を踏まえれば、本自己株式処分の実施は当社の企業価値の向上に寄与するものであると認められ、その目的及び資金使途についても具体性及び合理性が認められると思料する。

(b) 2025年第三者割当増資以降の資金需要について

なお、当社においては、2025年10月にSBINM合同会社への第三者割当(以下「2025年第三者割当」という。)を実施したが、2025年第三者割当は主にメディア生態系の構築及び協業を目的とした投資活動資金の調達を企図したものであり、その後、以下の事業環境の変化及び新たな投資ニーズが急速に具体化したことから、新たに本自己株式処分による資金調達が必要であると判断したことである。

第一に、生成A.I技術の急速な進展や親会社のネットワークを活用した金融機関との取り組みが想定より早く進捗したことに伴う、新たな「内部成長」投資の必要性が高まったことである。主力事業「アクセルジャパン」において、タレントのA.I化による新プラン構築や、NEXYZ.Groupとのシステム連携を含むD.X共同開発といったニーズが、2025年11月以降に具体化し、その後の検討を経て、具体的な仕様や投資額が固まったとのことである。

第二に、NEXYZ.Group及び当社と金融機関ネットワークとの連携強化の必要性が高まったことである。NEXYZ.Groupがエンベデッド・ファイナンス事業にて開拓を行っている全国140社以上の金融機関パートナーとの連携をより深める中で、NEXYZ.Groupが、当社が提供する「アクセルジャパン」を当該パートナーに紹介し、当該パートナーの収益機会を創出・拡大するため、当社としても各パートナーへの専属体制構築が課題となっており、そのため人員の増員等が急務となっているとのことである。

当職らは、当社から受けた説明及び関連資料を総合的に検討した結果、以上の説明に不合理な点はなく、本自己株式処分の必要性が認められるものと思料する。

(c) 小括

以上を踏まえ、当職らは、本自己株式処分の目的は合理的であり、本自己株式処分の必要性が認められると思料する。

## 2. 本自己株式処分の相当性について

### (a) 本自己株式処分という手段の相当性について

当社によれば、本件の資金調達手段として、公募増資や市場売却等ではなく、親会社への第三者割当を選択した理由は以下のとおりである。

まず、他の手段との比較において、手元資金の取り崩しはM & Aや不測の事態に備えた流動性確保の観点からリスクがある。また、銀行借入については、今回の資金使途がシステム開発や人材採用といった収益化までに一定期間を要する「先行投資型」の案件であることから、キャッシュフローを圧迫する懸念がある。そのため、自己資本を厚くできるエクイティ・ファイナンスが財務戦略上最も適切であると判断した。

その上で、市場での売却は需給悪化による株価下落を招き、既存株主の利益を損なうリスクがある一方、長期保有を前提とする親会社への割当であれば、株価への影響を最小限に抑えることができる。また、証券会社を通じた公募増資等と比較して、手続きが迅速であり、成長機会を逃さず確実に資金を調達できる機動性がある。

以上の当社の説明内容に不合理な点は認められず、他の資金調達手段と比較しても、本自己株式処分という調達手段には相当性が認められると思料する。

### (b) 発行条件(払込金額)について

本自己株式処分の払込金額は、本自己株式処分に係る当社取締役会決議の直前営業日である2026年2月19日の東京証券取引所が公表した当社株式の終値と同額である745円とする予定である。これは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らしても、客観的な市場価格を基準とした合理的な価格である。また、本自己株式処分の払込金額の検討において、直近の市場株価を参照することの適切性を妨げる特段の事情も見受けられない。したがって、会社法第199条第3項に定める「特に有利な価額」(有利発行)には該当しないものと思料する。

### (c) 処分予定先の相当性について

処分予定先であるNEXYZ.Groupは、当社の親会社であり、東京証券取引所スタンダード市場に上場している企業である。同社は「エンベデッド・ファイナンス事業」を展開し、LED照明、業務用空調設備、業務用厨房機器、キューピクル、農業設備などの最新設備を初期投資0円で提供するビジネスモデルにより、全国約140社以上の地域金融機関等と強固なパートナーシップを有しているとのことである。

同社は、コーポレート・ガバナンス報告書等において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を開示しており、当社においても同社及び同社役員が反社会的勢力等と一切関係がないことを確認しているとのことである。

また、本件における資金使途の重要な一つである「グループDX連携による新サービス開発」において、同社は共同開発のパートナーでもあることから、「資金の拠出者」と「投資の受益者」が一致しており、処分先として合理的である。加えて、親会社が追加出資を行うことで、当社の成長に対する強い支援姿勢が明確になり、グループ全体としての信用力補完や金融機関パートナーとの連携強化が期待できるとのことである。

以上の当社の説明内容に不合理な点は認められず、NEXYZ.Groupを処分予定先として選定することには相当性が認められると思料する。

### (d) 希薄化の規模について

本自己株式処分に係る株式数は500,000株であり、発行済株式総数に対する希薄化率は3.4%程度となる見込みである。

かかる希薄化は相応に限定的であり、他方、本自己株式処分による調達資金を活用した成長投資(アクセラジャパンの収益拡大や新サービス開発)によって、中長期的には希薄化を上回る1株当たり利益(EPS)の増大と企業価値向上が期待できる。したがって、既存株主の利益を不当に害するものではなく、規模としても合理的であると思料する。

(e) 小括

以上を踏まえ、当職らは、本自己株式処分には相当性が認められると思料する。

3 . 意思決定過程の適切性及び意思決定過程における恣意性を排除するための措置

当社は、本自己株式処分の検討にあたって、独立社外取締役で構成される当職らに対して諮詢を行い、その意見を尊重する方針をとっている。

また、当社の取締役のうち、近藤太香巳氏は割当予定先であるNEXYZ.Groupの代表取締役を兼任しているため、本自己株式処分の検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本自己株式処分に係る当社取締役会の審議及び決議には一切参加せず、また、当社の立場において、本自己株式処分に関するNEXYZ.Groupとの協議及び交渉に参加していないとのことである。

以上のとおり、本自己株式処分の検討・決定に際して、特別な利害関係を有する者は関与しておらず、当社の意思決定過程における恣意性を排除するための適正かつ合理的な措置が講じられていると認められる。

4 . 本自己株式処分を実施することが当社の少数株主にとって不利益なものではないことについて

本自己株式処分の必要性及び相当性が認められること、並びに本自己株式処分について意思決定過程における恣意性を排除するための適正かつ合理的な措置が講じられていることは、前記1 . 乃至3 . のとおりである。加えて、本自己株式処分による調達資金を活用した成長投資(アクセラジャパンの収益拡大や新サービス開発)によって、当社の企業価値向上が合理的に見込まれる。

以上を踏まえ、当職らは、本自己株式処分を実施することは当社の少数株主にとって不利益なものでないと思料する。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社NEXYZ.Group	東京都渋谷区桜丘町20番4号	6,795,280	48.65%	7,295,280	50.43%
SBINM合同会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,150,000	8.23%	1,150,000	7.95%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	286,329	2.05%	286,329	1.98%
近藤 太香巳	東京都渋谷区	269,380	1.93%	269,380	1.86%
相川 佳之	神奈川県横浜市戸塚区	157,000	1.12%	157,000	1.09%
林 竜也	大阪府枚方市	103,400	0.74%	103,400	0.71%
田邊 昭知	東京都渋谷区	100,000	0.72%	100,000	0.69%
プランジスタ従業員持株会	東京都渋谷区桜丘町20番4号	91,900	0.66%	91,900	0.64%
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	89,700	0.64%	89,700	0.62%
秋元 康	東京都渋谷区	83,980	0.60%	83,980	0.58%
計	-	9,126,969	65.35%	9,626,969	66.55%

(注) 1 . 割当前の「所有株式数」は2025年9月30日現在の株主名簿の株式数を記載しておりますが、2025年10月1日付でSBINMに対する第三者割当による自己株式の処分を実施し、当社普通株式1,150,000株を処分しているため、当該自己株式処分後の所有株式数を前提として記載をしております。

2 . 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年9月30日現在の総議決権数(128,161個)に、2025年10月1日に実施された自己株式の処分により交付された株式に係る議決権数(11,500個)を加えた数で除して算出

した割合であります。

- 3 . 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年10月1日現在の総議決権数(139,661個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(5,000個)を加えた数で除して算出した割合であります。
- 4 . 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出してあります。
- 5 . 当社は、自己株式1,754,988株(2025年9月30日現在)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当社は、2025年10月1日付で自己株式1,150,000株を処分しており、本自己株式処分の後に当社が保有する自己株式数は104,988株となります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 . 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第25期、提出日2025年12月15日)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(2026年2月20日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2026年2月20日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 . 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日(2025年12月15日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月20日)までの間において、次の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年12月17日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

2025年12月16日開催の当社第25期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年12月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金10円 総額 128,203,120円

口 効力発生日

2025年12月17日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、岩本 恵了、井上 秀嗣、木村 泰宗、吉藤 淳、澤田 裕、本間 憲、近藤 太香巳及び杉本 佳英の8名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鴨志田 慎一、久保田 記祥及び安藤 文豪の3名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	83,671	572	-	(注) 1	可決 98.38
第2号議案					
岩本 恵了	83,685	551	-		可決 98.40
井上 秀嗣	83,748	498	-		可決 98.46
木村 泰宗	83,752	494	-		可決 98.47
吉藤 淳	83,797	449	-	(注) 2	可決 98.52
澤田 裕	83,784	462	-		可決 98.50
本間 憲	83,759	487	-		可決 98.48
近藤 太香巳	83,718	528	-		可決 98.43
杉本 佳英	83,673	573	-		可決 98.37
第3号議案					
鴨志田 慎一	83,736	510	-		可決 98.45
久保田 記祥	83,740	506	-	(注) 2	可決 98.45
安藤 文豪	83,613	633	-		可決 98.30

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年2月13日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生年月日

取締役会決議日 2026年2月4日

### (2) 当該事象の内容

当社が保有する投資有価証券の一部売却に伴い、特別利益として投資有価証券売却益を計上いたします。

売却株式	当社が保有する上場株式1銘柄
売却期間	2026年2月4日から2026年2月12日
投資有価証券売却益	2,015百万円（見込み）

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

当該事象の発生により、2026年9月期第2四半期の個別決算及び連結決算において、投資有価証券売却益2,015百万円を特別利益として計上する予定です。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2024年10月1日 至 2025年9月30日	2025年12月15日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月15日

株式会社プランジスタ  
取締役会 御中

有限責任パートナーズ綜合監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 沖 田 宗 矩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 純 平  
業務執行社員

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プランジスタの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プランジスタ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項(税効果会計関係)に記載されているとおり、会社は、2025年9月30日現在、繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前の金額)を445,782千円計上している。このうち、(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額のとおり、会社は税務上の繰越欠損金の一部に対し繰延税金資産292,023千円を認識している。なお、会社及び一部の国内子会社はグループ通算制度を適用している。</p> <p>会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来的収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>会社は、今後業務を拡大していくにあたり、優秀な人材の確保が必要不可欠である。将来的課税所得の見積りは、将来的事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、営業人員数及び一人当たりの獲得金額である。なお、会社は、当該重要な仮定について、注記事項(重要な会計上の見積り)繰延税金資産に記載している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来的事業計画における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来課税所得の見積りの合理性の評価 将来課税所得の見積りの合理性を評価するために、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。</li> <li>・将来的課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来的事業計画について検討した。将来的事業計画の検討にあたっては、取締役会によって承認された直近の予算及び経営会議で承認された中期(5ヵ年)計画との整合性を検討した。</li> <li>・将来的事業計画に含まれる重要な仮定である営業人員数及び一人当たりの獲得金額については、事業別に経営者に質問するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。</li> <li>・将来的課税所得の見積りに一定のリスクを加味し、重要な仮定の不確実性に関する経営者の評価について検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プランジスタの2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社プランジスタが2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月15日

株式会社プランジスタ  
取締役会 御中

有限責任パートナーズ綜合監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 沖 田 宗 矩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 純 平  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プランジスタの2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プランジスタの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 繰延税金資産の回収可能性

会社は、当事業年度の財務諸表上、繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額）を50,291千円計上している。関連する開示は、財務諸表の注記「(重要な会計上の見積り)」及び「(税効果会計関係)」に含まれている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。